

国立大学法人東京外国語大学総合戦略 会議将来構想専門部会設置要項

〔令和 2年 9月29日〕
規 則 第55号〕

改正 令和3年 7月27日規則第31号

（設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議規程（平成27年規則第66号）第9条第2項に基づき、総合戦略会議に将来構想専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 専門部会は、次の事項について、専門的な調査検討を行う。

- (1) 本学の将来構想に関する基本的な方針等の策定に関し必要なこと。
- (2) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項に定める文部科学大臣が定める中期目標に関し必要なこと。
- (3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条第1項に定める中期計画の作成に関し必要なこと。
- (4) 教育研究上の基本組織の新設及び変更等の重要な見直しに関すること。
- (5) その他学長から付託された事項

（組織）

第3条 専門部会は、次に掲げる部会員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) 大学院国際日本学研究院長
- (6) 言語文化学部長
- (7) 国際社会学部長
- (8) 国際日本学部長
- (9) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (10) 事務局長
- (11) その他学長が指名する者

（任期）

第4条 第3条第11号の部会員の任期は、学長が定める。ただし、学長の任期を超えることができない。

（部会長）

第5条 専門部会に部会長を置き、学長をもって充てる。

2 部会長は、会議を主宰する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代行する。
(庶務)

第6条 専門部会に関する庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、総合戦略会議が定める。

附 則

この要項は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年7月27日から施行する。